



5年ごと利差配当付こども保険

契約概要 注意喚起情報

[お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。]

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載（「注意喚起情報 10」）された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載（「注意喚起情報 6」）されていますので、必ずご確認ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

この「契約概要／注意喚起情報」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索 

©個C-23-46(2024.4) 81200L0024-1-3333333

本書類

契約概要／注意喚起情報

契約概要 (P1~6)

個別の商品内容（ご提案プラン）のうち、特に重要なことを記載しています。

注意喚起情報 (P7~13)

生命保険一般についての基本的な内容や制度のうち、申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

ご契約のしおり—定款・約款

「契約概要／注意喚起情報」に記載した内容の詳細、および申込みや契約後の各種取扱いについて記載しています。

※「ご契約のしおり—定款・約款」はWebでご覧いただくことができます。詳しくは、P14をご確認ください。

[引受保険会社]

 **住友生命**

契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

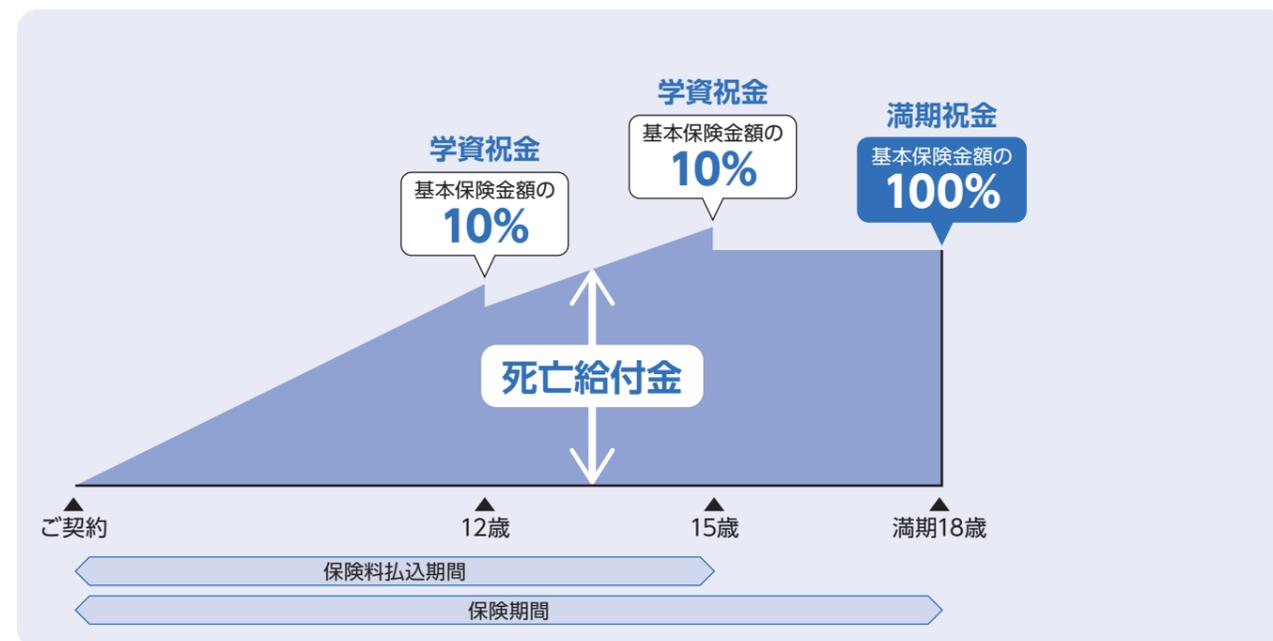
→ 1 | 引受保険会社について

- 引受保険会社 **住友生命保険相互会社**
- 住所 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
- 電話番号 ご契約後の手続きは住友生命が行います。
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506154
参照 P13「注意喚起情報 14」をご確認ください。
- ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

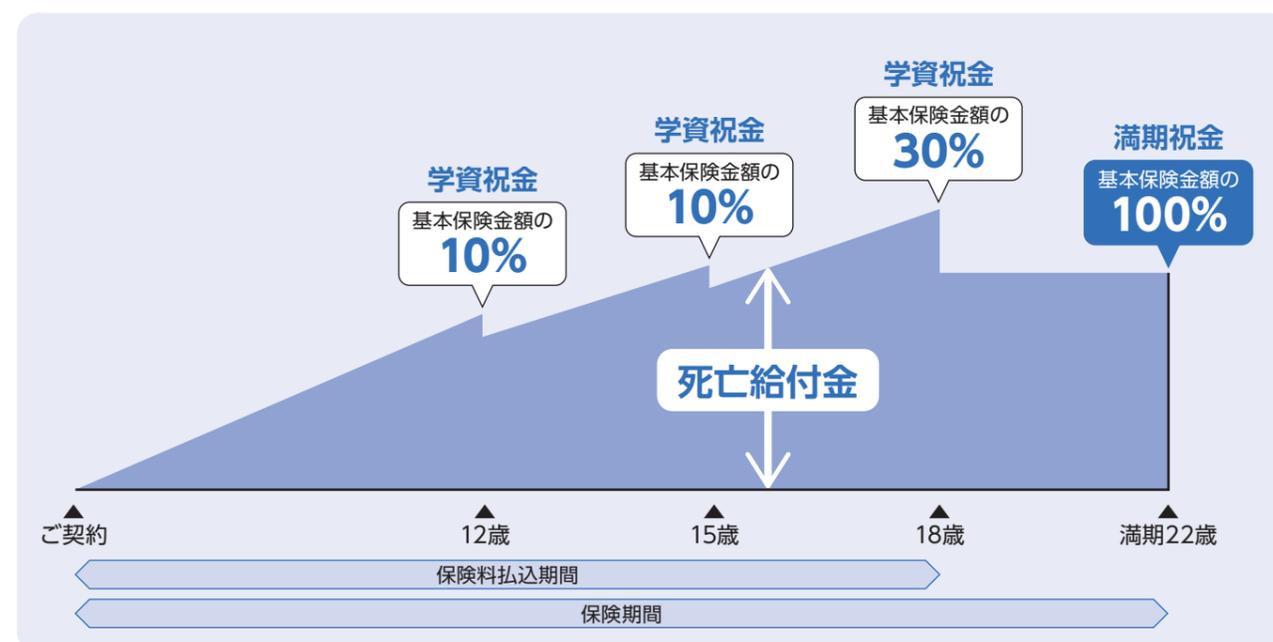
→ 2 | 商品の特徴について

- 「スミセイのこどもすくすく保険」は、住友生命の「5年ごと利差配当付こども保険」の愛称です。
- 学資祝金でお子さまの教育資金をご準備いただける**保険**です。また、一定の期間の死亡保障とあわせて、満期のときには満期祝金を受け取れる**保険**です。

18歳満期 (保険料払込期間15歳満了の場合)



22歳満期 (保険料払込期間18歳満了の場合)



- ※お申込みにあたっては、契約者に告知いただくことが必要です。
- ※学資祝金・満期祝金は、被保険者の契約後の年齢が上記年齢となる契約応当日にお支払いします(被保険者の年齢の計算についてはP4「4.ご契約の諸基準について(*1)」をご参照ください)。
- ※学資祝金は特にお申し出のない限り住友生命所定の利率で積み立てられます。この利率は今後の金利水準等の状況変化などにより変動します。

→ 3 | 保障内容について

a 被保険者(お子さま)が生存されているとき

①学資祝金

被保険者が次の年齢まで生存されているとき、基本保険金額に次の割合を乗じて得た金額をお支払いします。学資祝金は特にお申し出のない限り、住友生命所定の利率で積み立てられます。**この利率は金利水準等の状況変化などにより変動します。**

保険期間	被保険者の契約後の年齢		
	12歳	15歳	18歳
18歳満期	10%	10%	—
22歳満期	10%	10%	30%

②満期祝金

被保険者が保険期間満了時まで生存されたとき、基本保険金額と同額をお支払いします。

b 被保険者(お子さま)が死亡されたとき

被保険者が保険期間中に死亡されたとき、死亡給付金として主契約の既払込保険料相当額から、すでにお支払いした学資祝金を差し引いた金額をお支払いします。

c 契約者が死亡または所定の高度障害状態・障害状態になられたとき

契約者が次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

- 死亡されたとき
- 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、**所定の高度障害状態**になられたとき
- 責任開始期以後に発生した**不慮の事故**による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に**所定の障害状態**になられたとき

また、契約者が死亡されたとき、指定承継人が保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。指定承継人とは、契約者が死亡されたときに保険契約上の権利義務を承継し、将来の学資祝金、満期祝金を受け取る人であり、契約者があらかじめ指定した人をいいます。

→ 4 | ご契約の諸基準について

契約年齢範囲(*1)	[契約者]男性:18歳~69歳、女性:18歳~75歳 [被保険者(お子さま)]0歳~9歳 ※被保険者と契約者の組み合わせによっては、お取り扱いできない場合があります。
最低基本保険金額	100万円
最高基本保険金額(*2)	18歳満期タイプ: 4166万円/22歳満期タイプ: 3333万円 ※学資祝金・満期祝金の受取合計額が5000万円以下のお取扱いとなります。
保険期間	18歳満期または22歳満期
保険料払込期間(払込満了年齢)	18歳満期タイプ: 12歳・15歳/22歳満期タイプ: 12歳・15歳・18歳
保険料払込方法(*3)	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納(*4)
保険料払込経路	口座振替扱い(*5)・クレジットカード扱い(*6)
配当	5年ごと利差配当

(*1) 被保険者の契約年齢は契約日時時点の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。契約者の年齢や保険料払込期間によっては上記の年齢までご加入いただけないことがあります。被保険者となられるお子さまの出生予定日が140日以内であれば、ご契約いただくことができます。出生前契約の場合、被保険者となられるお子さまの年齢は契約日に0歳で加入したものと計算します。そのため、学資祝金や満期祝金等のお支払いの年齢が実際の年齢と異なることがあります。また、お子さまが死産(流産)のときは、既払込保険料を返還し、ご契約は消滅します。

(*2) 同一の被保険者または契約者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

(*3) **保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合等には、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。**

(*4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので、保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割引引かれます。前納保険料は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば死亡給付金または解約返戻金等とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。

(*5) 第1回保険料は振込みでお払い込みいただきます。

(*6) クレジットカード扱いは月払いのみのお取扱いとなります。

■ 次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。

主契約の基本保険金額/保険期間/付加している特約/払込保険料(金額・払込期間・払込方法・払込経路)/契約者・被保険者の性別・生年月日

→ 5 | 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

こども総合医療特約	病気またはケガによる入院・手術・放射線治療を保障します(骨髄移植ドナーとなられる場合の入院・手術も保障します)。
こども入院保障 充実特約(09)	病気またはケガによる入院を保障します。入院前後の通院費用や入院に伴う諸費用などにお使いいただけます(骨髄移植ドナーとなられる場合の入院も保障します)。

スミセイのご家族アシストプラス

ご家族登録サービス

- 契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*1)は照会できません。
(*1)被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。
- 登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約のお申込みが必要です。
- ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。

詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

保険契約者代理特約

- 契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。
- 契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。
ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

- ・住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き
- ・給付金等の請求

ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。

- ・告知を要する契約内容の変更等(給付金等のお支払いのある特約の中途付加、復活等)
- ・保険料払込中でないご契約(*2)における契約者の変更
- ・契約者代理人の変更
- ・据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた給付金等の請求

(*2)保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。

- 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。
※給付金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。
- 契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。

詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。

→ 6 | 配当金について

■配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。

■配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。

■配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。この利率は金利水準等の状況変化などにより変動します。

→ 7 | 解約返戻金について

■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険の解約返戻金は、ご契約から一定期間経過後、死亡給付金額と同額になります。

■払込保険料は預金と異なり、一部は給付金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、解約返戻金額は多くの場合、既払込保険料より少ない金額になります。

→ 8 | 保険料の計算基準日について

■保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。

■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いのご契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合(P11 10)など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P9 6)

→ 1 **申込み時(クーリング・オフ制度)**

申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、**書面または電磁的記録(*)によりクーリング・オフができます**。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日



(*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、**親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください**。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のおて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく 必 要 事 項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

次ページにつづく

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】 <https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

- なお、住友生命が指定した医師による診査後などは、**クーリング・オフはできません**。

【詳細】 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」の「クーリング・オフ制度」をご確認ください。

→ 2 **申込み時(告知)**

過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、**住友生命がおたずねすることについてありのままに正しくお知らせ(告知)ください**。

- 契約者や被保険者には、健康状態などについて**正しく告知する義務があります**。告知書に記入したことと、住友生命指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません**。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります**(告知義務違反による解除)。
- 契約を解除した場合には、たとえ給付金などの支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります**。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります**。

【詳細】 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」の「健康状態・職業などの告知」をご確認ください。

→ 3 **申込み時(診査や追加の告知)**

傷病歴などがある場合は、**所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります**。

傷病歴などがある場合でも、契約の引受けができることがあります。その際、所定の診査や追加の告知が必要となる場合があります。なお、特別な条件をつけて契約を引き受けることや、お断りすることもあります。

→ 4 **申込み時・請求時(確認訪問)**

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

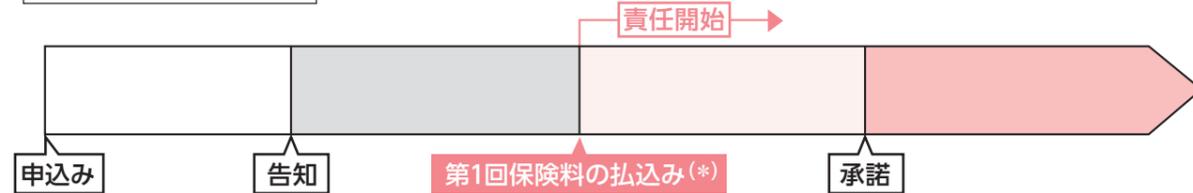
- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、給付金などの請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際(申込み時や診査の時)に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

→ 5

申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、第1回保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。

保障の開始(責任開始)例



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

(*)第1回保険料をクレジットカードで払い込む場合は、クレジットカードが有効であることなどの確認を住友生命が行った時となります。

→ 6

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
 - 本商品(新たな契約)の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります。**また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります。**
- 参照** 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P8「注意喚起情報 2」をご確認ください。
- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。**
 - 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
 - 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
 - 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

→ 7

契約後(保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、契約の効力がなくなることがあります。(失効)失効した場合でも、失効後3年以内であれば、契約の復活を請求できます。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、**祝金・給付金などのお支払いができなくなります。**ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対(保険料の立替えを希望しない旨)の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- 保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり(失効)、**祝金・給付金などのお支払いができなくなります。**
- 失効した場合でも、失効後3年以内であれば、契約の復活を請求できます。ただし、**健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。**また、復活時には延滞した保険料の払込みが必要です。

詳細

復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の「失効(ご契約の効力がなくなる場合)について」をご確認ください。

→ 8

契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。

- 払込保険料は預金とは異なり、一部は給付金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。**また、同様に、基本保険金額等を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。**
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約(または基本保険金額等を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- **災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません。**

→9

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約を付加いただけます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額等の減額、給付金等の請求、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、告知を要する契約内容の変更など、**一部対象外となるものもあります**。

・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)**。

(*) 給付金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。

●契約者代理人は、指定承継人としてします。ただし、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

→10

請求時(お支払いできない例)

給付金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

給付金などをお支払いできない場合の例

●責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合

・責任開始期前の「疾病」を原因とする場合でも、正確かつ十分な告知が行われているとき、または病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。お客さま自身で判断せず、必ず住友生命のお問合せ窓口までご連絡のうえ、ご確認ください。

・責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無に関わらずお支払いできません。

●告知内容が事実と相違し、契約が告知義務違反により解除された場合

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または指定承継人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

●保険料の払込みがなく、**契約が失効した場合**

●詐欺により**契約が取り消された場合**や、給付金などの不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)

●給付金などの**免責事由に該当した場合**

(例: 責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

→11

請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、給付金などをお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

●給付金などの支払理由が生じた場合、被保険者が住友生命の複数の契約に加入しているときや、契約内容によっては、**複数の給付金などの支払理由に該当することがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください**。

(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

●手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『スミセイのこどもすくすく保険の特徴としくみ』『祝金・給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご契約者・住所などの変更手続き』をご確認ください。

→12

諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

●住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。

●住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

→13

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

→14

生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、**住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。**

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

主なサービス内容

- 契約内容に関するご照会
 - 苦情・相談受付
 - 各種手続き方法に関するご案内(*)
 - 等
- (*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

Web版「ご契約のしおりー定款・約款」のご案内

「ご契約のしおりー定款・約款」は、Webでご覧いただくことができます。紙資源の使用削減による環境負荷軽減のため、是非Webでご覧ください。

※同じ内容の冊子を希望される場合は、募集代理店の担当者にお申し出ください。

Webでの閲覧方法

- QRコードから閲覧する場合



スマートフォン等でQRコードを読み取ってください。

URL <https://inscloud.jp/ak/?dc=0124042413>

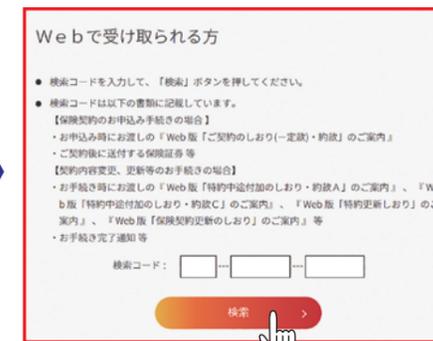
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 住友生命ホームページから閲覧する場合

- ①住友生命ホームページ(<https://www.sumitomolife.co.jp>)にアクセスし、「しおり・定款・約款一覧」を押します。



- ②「Webで受け取られる方」に下記の検索コードを入力し、検索ボタンを押します。



※ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は今後変更となる場合があります。

検索コード **01-2404-2413**

- ご契約後に「ご契約のしおりー定款・約款」冊子を希望される場合は、住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



「ご契約のしおりー定款・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。ご契約後にご覧いただく際にも、上記の検索コードが必要となりますので、**本ご案内は大切に保管してください。**(QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)